

平成 27 年度第 1 回 総合教育会議 議事録〔要約版〕

会議名称	平成 27 年度第 1 回 総合教育会議
開催日時	平成 27 年 6 月 3 日（水） 19 時～20 時 40 分
会 場	芦屋町 本庁舎 3 階 課長会議室
委員の出欠	<p>【委員】</p> <p>町 長 波多野茂丸 [出席] 教育委員長 安高 吉明 [出席] 教育委員 長戸 隆弘 [出席] 教育委員 伊藤 亜希子 [出席] 教育委員 元兼 正浩 [出席] 教 育 長 中島 幸男 [出席]</p> <p>【委員以外の出席者】（オブザーバー）</p> <p>副 町 長 鶴原 洋一 学校教育課長 岡本 正美 生涯学習課長 本石 美香</p> <p>【事務局】</p> <p>企画政策課 課長 柴田 敬三 企画政策課 企画係長 水摩 秀徳 企画政策課 企画係 和田 佳奈子</p>
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 芦屋町総合教育会議設置要綱（案）について 2 教育大綱について 3 芦屋町の教育の現状と課題等について 4 大綱の策定に関する協議について
合意・決定事項	<p>○芦屋町総合教育会議設置要綱について、（案）のとおり承認。</p> <p>○芦屋町教育大綱については次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・27 年度は暫定的な大綱とし、27 年度教育施策や総合振興計画をもとに事務局と学校教育課で再度精査し、次年度の対応に繋がるように案を作成する。その後再度総合教育会議にて審議する。 ・教育大綱については 28 年度からとし、27 年度中に議論をしっかりと深めて策定する。
傍聴者	なし

平成 27 年度第 1 回 総合教育会議 議事録〔要約版〕

開会（企画政策課長より本日の会議の趣旨を説明）

平成 27 年 4 月 1 日の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正された。教育の政治的中立性や継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革を行うものである。

この教育総合会議は改革の最も大きな柱となるもので、町長と教育委員会が、重要な教育施策について協議調整を行い、方向性を共有しながら教育行政を進めていこうとするものである。

1 町長あいさつ

本年度は町の最重要計画である、第 5 次総合振興計画の後期基本計画策定の年である。当然ながら教育については総合振興計画の重要な柱として位置づけている。今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育大綱を策定するよう国は言っているがすぐに取りまとめることは不可能である。教育大綱は、短期間で策定するものではなく、後期基本計画と十分にすり合わせをしていく必要がある。

このため、まずは 27 年度の取り組みとして、すでに教育委員会で策定している教育施策をもとに、今年度分の大綱を暫定的にとりまとめ、本格的には次年度に向けて取り組むということを念頭に本日は議論をお願いしたい。

2 教育委員長あいさつ

教育委員会制度改革の背景にはいじめや体罰の問題もあった。教育行政に携わるものとしては不本意なところもあったし制度改革には不安もあった。しかし、改正された内容をみると、教育長の権限が担保されていることや、総合教育会議では首長と教育委員が一緒になって教育大綱をつくろうというもので、これまでになかった情報交換や情報の共有を図ろうという目的はとてもよいことであると評価している。今後、町長部局と教育委員会の意思疎通をしっかりと図ることを充実させていきたい。

3 自己紹介

○各委員の自己紹介を行った。

4 議 題

（1）芦屋町総合教育会議設置要綱（案）について

【説明概要】

○教育委員会制度の大きな改正点について説明後、総合教育会議を設置するための「設置

要綱案」について事務局より提案。

- 要綱については総合教育会議を開催する前に定めるという考え方もあるが、この会議は法律で構成員や役割など詳細に規定されている。このため、設置要綱について各自治体で作るところ、作らないところやその作り方はまちまちである。芦屋町においては明確に位置づけをするため要綱を定めようと考えているが、その内容は委員各位の意見を聞き総意をもって定めたいと考えているところである。このため、本日提案したもので、了承を得られれば、後日告示行為を行ったうえで定めたいと考えている。

【結論】

- 全員一致で承認
- 最終的に法政担当の審査を受け、表現や施行期日など一部修正を行う場合もあることに承諾を得る。

【意見交換】

- 質疑・意見等なし

(2) 教育施策大綱について

【説明概要】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3では教育大綱の策定について、同法第1条の4では総合教育会議の役割などが規定されていることと内容を説明。

本日配布した「解説」に、法律が定める総合教育会議の役割について具体的にどのような内容を想定しているのかを説明し、意見交換を行った。

【結論】

- 教育大綱に関する法的な根拠・位置づけについて確認を行った。

【意見交換】

- 解説の資料については何から引用したものか。(委員)
 - 県の説明資料をもとに関係のある部分を抜粋したものである。(事務局)
- 3の「児童生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置」の記載内容については例であるか。(委員)
 - 例である。(事務局)
- 1については、この大綱を策定するために総合教育会議を開催、2と3については、記載されているようなことが起こった場合、臨時的に総合教育会議を開催するという認識でよいか。(委員)

→ 大綱についても、期間は自治体により様々であるが、策定したら開催する必要はないということになる。また、大綱と2、3については開催趣旨が異なるという認識である。

(事務局)

○今年は暫定的にということであるが、2年目に長期的な大綱を策定したら、この会議は開催しなくてよいということか。(委員)

→ そうなる。(事務局)

○町の教育振興計画を大綱に代えることができるという説明があったが、芦屋町でいえば芦屋町教育改革推進プランをもって、大綱に代えることができるということか。(委員)

→ そうなる。(事務局)

○その辺りが本日の議論の柱になっていくということか。(委員)

→ このことは各自治体戸惑っているのが現状である。総合振興計画が町の最上位計画であり、本年はこの後期基本計画を策定しているところである。この最上位計画と教育大綱の整合性が重要となる。このようなことから、今の段階で教育大綱をまとめることに無理があると考えている。(町長)

→ 代えることはできる。自治体によって対応も様々である。27年度は教育推進プランを大綱に代えて、今年度中に大綱を策定するという事務局案であるが、最初から作るということも含めてこの会議で議論いただきたい。(事務局)

(3) 芦屋町の教育の現状と課題等について

【説明概要】

教育長より、第5期芦屋町教育改革推進プラン、27年度の教育の基本目標・主要施策について資料3に基づき説明。

【結論】

○意見や質問については、次の議題で意見交換とともに行うこととし、教育推進プランについての共通理解を図った。

(4) 大綱の策定に関する協議について

【説明概要】

これまでの説明を踏まえ、今後具体的にどのような内容やスケジュールで大綱を策定していくのかを意見交換する。意見交換に先立ち、遠賀郡内各町の状況を当日配布資料の2ページ目「遠賀郡内各町の策定状況」に基づき説明。

芦屋町では、後期基本計画とのすり合わせは当然必要となるので、28年度以降の大綱策定時期は来年の2月以降になると考えている。27年度の大綱については、教育委員会で策

定している第5期教育改革プランをもって大綱とする方法、遠賀町のように教育改革プランに総合振興計画の前期基本計画の主要施策を加筆する事で策定する方法のいずれも可能であると考えている。

【結論】

○27年度は暫定的な大綱とする。なお内容については、第5期教育改革プランや総合振興計画をもとに、事務局と学校教育課で内容を精査し、次年度の対応に繋がるように案を作成する。その後再度総合教育会議にて審議する。

○28年度からの教育大綱については、27年度中に議論をしっかりと深めて策定していく。

【意見交換】

○教育施策についての教育長からの説明は短時間のため十分伝えきれなかったと思うが、これまでそのような機会がなかったことからすれば重要だと考える。だが、これを単に町長部局がオーソライズするだけでは意味がない。実際にこれだけのことを日々教育委員会はやっている。この中で例えば「人材育成」であれば、子ども・青少年だけでなく町民を含めた育成を町としてどう考えるのか。また、「学力」についても、芦屋町にはどんな学力観が必要なのか。芦屋の子たちにどんな学力をつけていくのか。村を捨てる学力なのか、村を創りなおす学力なのか。今、地方創生ということでリノベーションといったことが言われる中、これから50年先の芦屋町を支える学力とはどんな学力なのかが問われている。したがって、学力調査の結果で一喜一憂するのではなく、数字は上がったたり下がったりするが、そのときに何が課題なのかという議論が必要である。これからは「個に応じた」ということで、そのためにICT活用の可能性やユニバーサルデザインの考え方があり、町が予算をつけていくための重みづけが必要であると考えます。

これまで町長部局にこのようなことを伝える機会すらなかった。もっと一緒に議論していきたい。フリートーキングの中で、町として学力をどう考えるのか、これからの教育をどう考えるのかということをぜひとも伺いたい。(委員)

→ まさに地方創生という意味で、今年度は重要な年となる。有識者会議も設置し全庁で取り組んでいく。教育も当然重要なひとつの柱ではあるが、今年策定する後期基本計画とのすり合わせも重要となってくる。このような意味で委員のみなさんには芦屋町の現状を認識してもらいたい。50年後の芦屋町をどう考えるのかをこの1年間で考えていくのが大命題であることから、今教育大綱を策定するのではなく、本年度は教育施策を大綱に代え、後期基本計画や総合戦略を踏まえた大綱策定を来年度に向けて進めていきたい。このときにしっかり議論を重ねていきたい。(町長)

○今年度に関しては、28年度から今後数年間を期間とする本格的な大綱を策定するための下準備として、28年度に策定する大綱に向けて今後この会議でよく協議してはどうか。27年度の教育施策については教育委員会で十分に審議している。町長部局につい

てははじめて聞くと思うので、その感想を次の大綱にどのように反映させていくか。そういうことがあれば、この会議がその役割を担うと考える。この施策についてどういった感想をもったか出してもらいたい。そうすることで今後の参考になると考える。(委員)

→ 現状の町長部局と教育委員会の体制では、教育施策の計画等については把握していても、その評価であったり結果については聞かされていない。PDCAが重要である。そういったことも含め、今後この会議で情報共有し、取り組んでいければよいと考える。(町長)

○事務局としては何らかの対応が必要となる。今の芦屋町は岡垣町と同じ状況ではある。内容としては遠賀町のような作り方もあり、いずれにしても事務局で案を作成するのは可能である。(事務局)

→ 時間がないので、何らかの対応が必要である。(町長)

→ それでは、教育委員会と事務局で内容を調整し、次の年度につながるような案を作成したい。(事務局)

○ 地方創生、後期基本計画が今後の大きなテーマである。芦屋町を愛して出ていかない。またはいつか芦屋町に帰ってくる人を育成できたらという感想は持っているが、それをまとめることは非常に難しいことなので、次のステップにむけて下準備ができるよう事務局で調整してもらったらよいと考える。(副町長)

○地方創生に定住化施策がある。具体的には交通や教育など様々な分野のものがある。芦屋の地方創生は「海」というテーマ1つに絞る。芦屋にしかないもので取り組む。しかし、教育も大きな位置を占めていることも理解しておいてもらいたい。(町長)

○平成16年にさわやかプロジェクトがスタートして10年が経つ。義務教育前からの取り組みが必要だということが発端となり、町内6つの幼稚園・保育所が一体となり、一本化して取り組みを行っている。民間事業者が一体となりこれだけのことをやっているのは珍しい。これは芦屋にしかない取り組みである。例えば町長が町内全ての幼稚園・保育所の行事に出席されるのも芦屋だけである。

幼児教育では授業に取り組める態度を育成する役割がある。また、町が0歳児からフォローしており、生まれてから芦屋町の官民が一体となって子どもを育てようという取り組みであり、これは他にない特徴である。しかもこれが10年間も続いていることは誇れるものである。10年間の厚みがあるため、他でまねをしようとしても簡単にはできるものではない。そういった意味で、教育大綱を他の町と足並みを揃えようというの

は残念である。しかし現状も理解できるので、次の年度にむけてこの場を設けて集まろうというのであればしっかり議論したいと考える。(委員)

○大綱に盛り込むのは大きな話であり、個別の細かい取り組みのことをここでしづらいと考えている。どうしても細かい話になっていくので、それは教育委員会でやれということになるのか、雑談というか要望という形になってはいけないだろうが、どこまで発言してよいかわからない。(委員)

→ ここでは何でも出してもらって構わない。(町長)

○学力をみるときに、卒業生の学力だけを見る見方もあるし、1年生から3年生までに経年でどれだけ学力があがったといった見方もある。学力が落ちているという指摘もあるが、以前に比べると、雰囲気も学力もすごくよくなってきたと感覚的ではあるが感じている。そこで、こんな小さな話までここでできるのかどうかということを知りたい。(委員)

○今日は大綱をどういった作り方をするのかという議論をしたかった。細かい話をしているのはキリもないので、また別の機会で行ってほしい。(町長)

○次の大綱に繋がるような案を作成し、またこの会議を開催するということがよいか。(事務局)